

兵医発第1717号

令和7年3月26日

郡市区医師会長 様
兵庫県病院協会長 様
兵庫県民間病院協会長 様

兵庫県医師会
会長 八田 昌樹
(公印省略)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付と
福祉医療費助成制度との関係に係る再周知について

標記の件については、令和6年4月4日付（兵医発第22号）で貴会宛にお知らせしておりますが、兵庫県国保医療課より本会宛別紙のとおり再周知がありました。

本件は、福祉医療費助成制度の適正な運用を図ることを目的に、学校等の管理下における園児・児童・生徒等の災害に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による給付が行われる場合には、福祉医療費助成制度による助成は行わないことが新年度に向け改めて関係機関を通じ義務教育諸学校等へ周知されたものです。

センター法による災害共済給付については、日本医師会通知「学校安全会における医療関係事項について」（昭和35年5月20日付日医発第31号）において、『日本医師会では学校管理下の負傷・疾病に関し、学童が給付を受けるために必要となる文書のみは無料として協力することに決定』した旨が記載されております。

また、日本スポーツ振興センターにおいても、『給付金の請求に係る申請書類「医療等の状況」等は、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております』とされていることから、保護者または当該児童生徒が学校長の交付した「医療等の状況」を持参した際には無料での記載をお願いいたしたく、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員関係医療機関への周知につきご高配のほどお願い申し上げます。

なお、学校管理下における災害共済給付制度の詳細については、日本スポーツ振興センターホームページをご覧ください。

(<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/Default.aspx>)

追って、本件は週報でも会員宛に周知いたしますことを申し添えます。

一般社団法人兵庫県医師会

業務1課：影山・西田・仲田・宇野

TEL：078-231-4114

E-mail：gakkou-jimu@hyogo.med.or.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 12 日

一般社団法人 兵庫県医師会会長 様

兵庫県福祉部国保医療課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付と
福祉医療費助成制度との関係に係る再周知について

このことについて、福祉医療費助成制度の適正な運用を図るため、新年度に向け改めて、別添により、県の主管部局、県教育委員会、各市町福祉医療主管課に対し、所管する義務教育諸学校等（幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）への周知依頼を行っておりますのでお知らせします。

【問合せ先】

国保医療課医療福祉班

〒650-8567

神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL: 078-362-3209

FAX: 078-362-3967

E-mail: kokuhoiryo@pref.hyogo.lg.jp

事務連絡
令和7年3月12日

各市町福祉医療主管課長 様

兵庫県福祉部国保医療課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付と
福祉医療費助成制度との関係に係る再周知について（依頼）

このことについて、福祉医療費助成制度の適正な運用を図るため、新年度に向け改めて、別添により、県の主管部局に私立学校等、県立大学附属学校及び県立高校へ周知依頼を行っておりますほか、県教育委員会を通じて公立学校等への周知依頼を行っておりますのでお知らせします。

また、各市町福祉医療主管課におかれましては、対象となる学校等のうち幼保連携型認定こども園及び保育所等への、加えて、神戸市福祉医療主管課におかれましては、神戸市立学校等への周知をお願いいたします。

【問合せ先】

国保医療課医療福祉班

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL: 078-362-3209

FAX: 078-362-3967

E-mail: kokuhoiryo@pref.hyogo.lg.jp

(電子メール施行)
国医第 2499 号
令和 7 年 3 月 12 日

総務部 教育課長 }
教育委員会事務局体育保健課長 } 様

福祉部国保医療課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付と
福祉医療費助成制度との関係に係る周知について（再依頼）

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付（以下「センター法による給付」という。）と兵庫県の乳幼児等（こども含む）、母子家庭等及び重度障害者に対する医療保険の自己負担金の一部を助成する制度（以下「福祉医療費助成制度」という。）との関係については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付と福祉医療費助成制度との関係に係る周知について（依頼）」（平成 22 年 6 月 21 日付け医保第 1284 号）において周知をお願いしているところです。

一方、兵庫県外において、福祉医療費助成制度に相当する公費による医療保険の自己負担金の一部を助成する制度とセンター法による給付との併用を可能とする地方自治体があることから、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している申請書等では、福祉医療費助成制度との併用に対応した様式となっていることなどに起因して、センター法による給付が行われる場合にも福祉医療制度による助成を受けられると誤認されているケースが生じていることから、新年度に向け改めて、別添依頼文の内容について、義務教育諸学校等（幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）への周知をお願いいたします。

(公 印 省 略)
医 保 第 1 2 8 4 号
平 成 2 2 年 6 月 2 1 日

企画県民部教育・情報局教育課長 }
企画県民部教育・情報局大学室長 } 様
教育委員会事務局体育保健課長 }

健康福祉部社会福祉局医療保険課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付と
福祉医療費助成制度との関係に係る周知について（依頼）

このことについて、乳幼児等、母子家庭等及び重度障害者に対する医療保険の自己負担金の一部を助成する制度（以下「福祉医療費助成制度」という。）の適正な運用を図るため、下記のとおり義務教育諸学校等（幼稚園・小学校・中学校・高等学校等。以下「学校等」という。）への周知をお願いいたします。

記

- 1 県と各市町が共同実施している福祉医療費助成制度について、従来から、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により、国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われる場合は、助成の対象外としているところであり、学校等の管理下における園児・児童・生徒等の災害に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付（以下「センター法による給付」という。）が行われる場合には、福祉医療費助成制度による助成は行わないこと。
- 2 福祉医療費助成制度においては、実施主体である各市町から受給対象者に「福祉医療費受給者証」が交付され、医療機関等の窓口において医療保険証とともに提示することにより福祉医療費を現物給付することとしていますが、学校等管理下における園児・児童・生徒等の負傷、疾病により医療機関等で受診される場合には、福祉医療費受給者証は使用せず、医療保険証のみを医療機関等窓口に掲示して受診いただきたいこと。
なお、学校等管理下の災害であっても、センター法による給付が行われない場合には、福祉医療費助成制度の助成対象となるため、一旦、医療保険の自己負担額を支払われた後、領収書等を持参のうえ、各市町福祉医療担当窓口において払い戻し（償還払い）の手続きをしていただくことにより、福祉医療費の助成を行うこと。
- 3 これらのことについて、学校等におかれましても、ご協力、ご指導いただきたいこと。